

栃木医療センターにおける入院中の身体的拘束最小化と安全確保に関するご理解とお願い

【この文書について】

この文書は、当院に入院中の患者さんおよびそのご家族に向けた、身体的拘束（抑制）に関する当院の方針と安全管理上のお願いをまとめたものです。入院の際にご一読いただき、ご不明な点は担当の医師・看護師にお気軽にお申し出ください。

1. 身体的拘束に対する基本方針

当院では、入院中の患者さんの尊厳を尊重し、入院生活の質（QOL）を維持する観点から、身体的拘束（物理的な抑制、および鎮静を目的とした薬剤の使用）は原則として行いません。

また、鎮静を目的とした薬物の使用についても、身体的拘束の代替として安易に用いることは行わず、慎重に判断いたします。

ただし、入院生活において患者さんご本人または周囲の方の生命や身体を守るために、法令および院内指針に基づき、「3条件（切迫性・非代替性・一時性）」をすべて満たし、他に手段がないと判断される場合に限り、必要最小限の範囲で実施することがあります。

その際は、できる限り事前に患者さんまたはご家族へ説明を行い、ご理解を得られるよう努めます。

2) 身体的拘束最小化に伴うリスクについて

身体的拘束を行わない、または最小限にすることは、入院中の患者さんの自由な動きや尊厳が保たれる一方、以下のリスクが生じる可能性があります。

- ・歩行中の転倒やベッドからの転倒・転落による骨折や頭部外傷などの受傷
- ・治療上不可欠な点滴ライン、栄養チューブ、排泄カテーテル等の自己抜去
- ・上記に伴う治療の遅延や、追加処置の必要性
- ・止血等の緊急処置の必要性

特に、高齢の患者さん、認知機能の低下がある患者さん、筋力低下が著しい患者さん、また服用中のお薬の影響（ふらつき・易出血性等）により、これらのリスクが高まることがあります。

これらのリスクは、入院中を通じて24時間存在するものであることをご理解ください。

なお、鎮静を目的とした薬物の使用についても、副作用（過度の鎮静、呼吸抑制、せん妄の悪化等）に十分留意し、慎重に対応いたします。

3) 安全確保のための取り組みと限界について

当院では、医師・看護師をはじめとする多職種チームが入院中の患者さんの状態を評価し、以下のような対策を講じて安全確保に努めております。

- ・病状やADL（日常生活動作）に応じた頻回な巡回・観察および見守り
- ・ナースコールの活用など、安全行動に関する繰り返しの説明
- ・療養環境の調整（ベッドの高さ調節、衝撃吸収マットの設置など）
- ・離床センサー等の見守り補助器具の活用

しかしながら、入院中の 24 時間すべての動作を完全に監視・静止させることは物理的に不可能です。そのため、上記対策を講じた場合であっても、不意の動作による転倒・転落や受傷を完全に防止することは困難であることを、あらかじめご承知おきください。

入院中の患者さんが身体的拘束を最小限に、安全かつ尊厳ある療養生活を送ることができるよう取り組んでおります。患者さんおよびご家族の皆さまの、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026 年 8 月 20 日

栃木医療センター 院長